

資証貸 第228号  
平成22年3月8日

貸借取引参加者  
代表者 殿

大証金（大阪証券金融）  
取締役社長 堀田 隆夫

(株)塩見ホールディングス株式にかかる貸借取引  
銘柄別増担保金徴収措置の変更について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社は、平成22年3月9日（申込日基準）以降、下記のとおり銘柄別増担保金徴収措置を変更することといたしますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1 対象銘柄

(株)塩見ホールディングス 株式 (2414)

2 担保金率の変更

(1) 内容

平成22年3月9日（申込日基準）以降、上記銘柄の「貸借取引自己取引分」および非清算参加者ごとの「清算取次貸借取引自己取引分」（以下「対象取引区分」という。）にかかる貸借担保金率について、現行50%（うち20%は現金に限る。）を60%（うち30%は現金に限る。）といたします。

なお、「貸借取引顧客取引分」および「清算取次貸借取引顧客取引分」については、当該措置の対象から除きます。

(2) 経過措置

上記増担保金については、平成22年3月8日（申込日基準）現在の上記銘柄の対象取引区分における貴社に対する融資または貸株残高を基準残高とし（3月9日（申込日基準）以降、残高がこの基準残高を下回った場合、同残高を新基準残高とする。）、基準残高の範囲内に相当する部分にかかる増担保金の差し入れ日時は、追って通知いたします。

なお、平成21年10月26日付資証貸第159号により、現在徴収を猶予しております上記銘柄の増担保金につきましては、来たる3月12日（決済日基準）に徴収することといたしますので、ご了承願います。

また、同銘柄にかかる制度信用取引の新規売りに伴う貸株・融資返済申込みについての申込停止措置は継続しておりますので、念のため申し添えます。

以 上

(お問い合わせ先)  
資金証券部 貸借取引課  
Tel.06-6233-4516